

J Aバンク A T M利用手数料キャッシュバック規定

1. サービスの内容

「J Aバンク A T M利用手数料キャッシュバックサービス」（以下「当サービス」といいます。）は、当組合所定の基準により、お客様が J A以外の A T Mを利用されたことにより支払った A T M利用手数料を、当組合のお客様のお取引口座に入金するサービスです。

2. 当サービスの対象となるお客様

当組合で普通貯金（種別＝一般・総合・営農）のキャッシュカードをご利用され、所定のお取引がある個人の方に限ります。（事業者の方、非居住者の方、任意団体は対象外となります。）

3. 開始時期

当サービスは、当組合所定の日から提供を開始します。

4. キャッシュバック

（1）取引期間、利用期間、キャッシュバック内容については次の通りとします。

① 取引期間

前月 1 日から前月末日までの期間を取引期間とします。

② 利用期間

当月 1 日から当月末日までの期間を利用期間とします。

③ キャッシュバック内容

取引期間中に下記記載の当サービスの対象となる所定のお取引のあるお客様を対象とし、利用期間中に J A以外の A T Mで入出金取引を行った場合について、順に 3 回までの A T M利用手数料をお取引口座にまとめてキャッシュバックします。

④ キャッシュバックする日

毎月 15 日に入金します。（利用期間終了後の翌月 15 日（休日の場合は翌営業日））

（2）キャッシュバック処理時にお取引口座が解約されている場合は、キャッシュバックしません。

（3）利用期間にキャッシュバック内容を利用しなかった場合でも、翌月以降へ繰越はいたしません。

（4）代理人カードによるお取引は、ご本人のお取引とみなします。

5. 本支店間のサービス引継ぎ

（1）支店等の廃止、統合等、当組合の都合でお客様のお取引店を一括して変更する場合は、変更後のお取引店へ当サービスを原則引継ぎます。

（2）お客様のご都合でお取引店を変更される場合、一定期間キャッシュバックができなくなる場合があります。

（3）他組合等との譲渡、譲受、統合の場合、当サービス内容が引き継がれない場合があります。

6. 変更・終了

（1）当組合の事情により事前に通知することなく、当サービスの内容を変更または当サービスを終了することがあります。

（2）次に定める場合には、事前に通知することなくキャッシュバックを停止または終了することがあります。

① お客様が当組合所定の規定・規約等を履行されない場合

② 氏名、住所等に変更があった際、当組合所定の変更手続きを行われていない場合

③ お客様の都合により当組合からの連絡を不要とされている場合

④ すでに利用されているローンを延滞されている場合

⑤ 契約者本人が亡くなった場合

⑥ 金融情勢の変化、その他当組合が相応の事由があると判断した場合

7. 免責事項

災害・事変等当組合の責めに帰すことが出来ない理由、または裁判所等公的機関の措置や法改正等やむを得ない理由により、キャッシュバックが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。

当サービスの対象となる所定のお取引

1. 当組合で定期貯金等の月末時点のご契約額が 3, 300 円以上の方
（定期貯金等の種類：定期貯金、積立式定期貯金、通知貯金、定期積金）

2. 当組合で普通貯金等の月末残高または月の平均残高が 3, 300 円以上の方
（普通貯金等種類：普通貯金、貯蓄貯金、納税準備貯金）